

日時・場所	令和4年5月9日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、赤坂政策調整部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、布施健康福祉部政策監、武内病院事務部長、三上都市建設部長、吉川環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

<市長挨拶>

○連休中、大きな事故の報告等もなく安心している。しかし、この数日、減少傾向であった新型コロナウイルスの感染者が増加しており、これ以上増加しないことを願う。

2. 議題

【報告事項】

①令和4年第2回野洲市議会定例会提出議案（案）について

令和4年第2回野洲市議会定例会に報告3件、専決処分6件、補正予算3件、条例制定・改廃2件、その他1件、人事案件1件を提出する。

②財産の減額貸付について

旧中主ふれあいセンターの一部を貸付し、「小規模多機能型居宅介護」を開設することについて、本来の貸付料は、「野洲市普通財産の貸付料に関する要綱」第2条の規定により近傍類似地の1㎡当たりの当該年度の固定資産税評価額の5%であるが、今回の選定事業者は社会福祉法人等の公共的団体等と同様の公益事業である介護サービスを行っている事業所であることから、現在、社会福祉法人に貸付を行っている1.4%で貸付を行うため、地方自治法に基づき議決を求める。

→旧中主ふれあいセンターは、「公共施設のあり方」において解体する方針が示されている。解体対象である施設を10年間貸付けるということについて、契約内容はどう整理されたのか。

→契約内容については担当者が精査しているところである。整備方針は解体であるが、契約期間中は解体せず存置することで政策調整部と調整済みである。

→公共施設の利活用の一環として、政策調整部として了承した。

→解体という方針を存置に切り替えるのか。

→方向性は解体である。解体するまでに有効利用するという考え方である。老朽化している施設の整備や補修については、事業者が県の補助金等を使って修繕される。

→建物全体ではなく一部貸付なので、事業者が使用されるところは補修や修繕をされるが、使用されない部分については老朽化したままである。こちらも今後、貸出しするのか。

→使用されていない部分を今後10年間、誰がどう維持管理していくのか課題である。

→本件の減額貸付については了とし、当該施設のあり方、存置に転換するのか解体のままとするのか、政策調整部において、関係部局（健康福祉部、総務部）との調整をお願いする。（副市長）

③工事請負契約の変更について（中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事）

令和3年第5回市議会定例会で議決を得た、中主小学校旧館棟改築（建築主体）工事の契約金額を変更することについて、地方自治法及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める。

なお、土壌汚染（ヒ素）対策工事に相当な日数を要するため、工期についても当初の完了予定の令和5年1月31日から同年3月31日まで延長する。

④全員協議会への提出事項について

令和4年5月23日（金）開催の全員協議会に、報告事項11件、連絡事項3件を提出する。

3. 次回部長会議の予定

5月16日（月）9時00分～ 庁議室

4. 閉会
